

非木造建築物耐震助成制度

足立区では、「首都直下地震」に備えた防災対策推進事業として、耐震診断・耐震工事に対し、助成金の交付制度を運用してきました。

このたび、近年中に起こりうる首都圏直下型地震に備え、建築物の耐震対策を実施しやすくするよう条例等を改正しました。



助成内容		主な対象要件	助成金額
耐震診断助成	戸建住宅	昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された非木造（鉄筋コンクリート造、鉄骨造など）の住宅・建築物	限度額 50万円
	共同住宅		診断費用の5割以下で、 限度額 500万円/棟 ※共同住宅は、上記の額もしくは、1棟の戸数×10万円と比較し安価な額など
	特定建築物		
耐震改修計画の策定	共同住宅	区の耐震診断助成を受けた建物のうち、補強が必要と判断された非木造の住宅・建築物 （診断および作成した補強計画について、第三者機関での耐震評価の取得が必要）	耐震改修計画の策定費用の5割以下で、 限度額 300万円/棟
	特定建築物		
耐震改修工事助成	戸建住宅	区の耐震診断助成を受けた非木造の住宅のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強が必要と判断されたもの	対象工事費の9割以下で、 限度額 200万円
	共同住宅◆	耐震診断助成を受けた建物のうち、建築基準法に著しく違反していないもので、かつ、補強が必要と判断された非木造の住宅・建築物で、 第三者機関での耐震評価の取得および建築物の耐震改修に関する法律に基づく認定を受けたもの	対象工事費の5割以下で、 限度額 3,000万円/棟
	特定建築物◆		対象工事費の5割以下で、 限度額 2,000万円/棟
除却工事	戸建住宅 共同住宅	区の耐震診断助成を受けた建物のうち、補強が必要と判断された非木造の住宅又は特定建築物	対象工事費の9割以下で、 限度額 200万円
	特定建築物◆		対象工事費の5割以下で、 限度額 500万円/棟
	分譲マンション		対象工事費の5割以下で、 限度額 2,000万円/棟

- ※ 助成割合と限度額を比較し、いずれか低い額が助成金額となります。
- ※ 消費税は助成対象外となります。また、助成金額は千円未満を切り捨てた金額となります。
- ※ 助成には申請が必要です。申請前に診断や工事を行った場合は、助成できません。
- ※ 非木造共同住宅の耐震診断には戸数の上限額の他に、1,000㎡までは4,580円/㎡、1,000㎡～2,000㎡までは2,350円/㎡、2,000㎡を超える部分は1,570円/㎡の限度額があります。
- ※ ◆の耐震改修工事及び除却工事には57,000円/㎡の限度額があります。
（共同住宅・分譲マンションを含む住宅は51,700円/㎡）
- ※ すでに耐震助成を利用された方や建物は、この制度は利用できません。
- ※ 緊急輸送道路沿道建築物に対する助成制度は、別途あります。窓口までご相談ください。

■特定建築物とは

- ① 火薬類、石油類など危険物を一定数量以上、貯蔵・処理する施設が特定建築物となります。
- ② 下表の規模・用途の建築物が特定建築物となります。

規模		用途
階数	延べ面積	
2以上	500 m ² 以上	幼稚園、保育所
	1000 m ² 以上	小・中学校等、特別支援学校、老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、福祉ホーム、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの
3以上	1000 m ² 以上	上記以外の学校、屋内運動施設、病院、診療所、劇場、映画館、演劇場、観覧場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、卸売市場、マーケット、博物館、美術館、図書館、物販店舗、宿泊施設、事務所、遊技場、公衆浴場、飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、理髪店、質屋、銀行、貸衣装屋、サービス業店舗、自動車車庫、車両の停留・停車場、駐車場、保健所、税務署など公益上必要な建物、工場、賃貸共同住宅、寄宿舍、下宿など

※2 以上の用途を兼ねる場合などについてはお問い合わせ下さい。

■耐震減税制度について

現行の耐震基準に適合させる工事など、一定の要件を満たす耐震改修工事を住宅に実施した場合、所得税（国税）や固定資産税（都税）などの減額・減免等の制度があります。

詳しくは、所轄の税務署または都税事務所にお尋ねください。

その他、助成には条件があります。詳しくは下記の窓口まで、ご相談・お問合せください。



足立区建築防災課耐震化推進第一係・第二係

電 話：03（3880）5317

ファックス：03（3880）5615

Eメール：kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp